

平成 20 年度都区財政調整 区側提案事項について

平成 20 年度都区財政調整に関する区側提案事項が、11月の特別区長会総会で決定されました。この提案事項は、都側から出された提案事項とともに、12月3日から開始された都区財政調整協議の中で協議されています。

1 検討の経過

都区財政調整における都区間の財源配分については、昨年度の都区協議において、都区のあり方に関する検討で一定の方向が出されるまでの間、原則として55%の配分率の範囲で都区双方安定的な財政運営を行うことを合意しました。

このため、平成20年度の都区財政調整は、大きな税制改正等の変動がない限り、特別区間の財政調整に絞られることから、区長会は、本年7月に、特別区による自主的、自律的な区間調整を行うべく、基本方針を示しました。それは、現行算定の妥当性を検証し、特別区の実態に見合った算定に改めるとともに、基礎的・普遍的な事業の的確な算定を確保しつつ、算定方法の簡素化や一定の経費の包括的な算定など、各区の自主性が担保される算定方法に改善することを、区側が主体的に行うという方針です。

今回の提案事項は、この基本方針に従い、各区の決算実績と財調算定額の比較分析を行い、費目ごとの乖離状況を踏まえて、単価改善、経費算定の充実、新規需要の算定、算定方法の改善等の改善策を各ブロックから出し合い、これを財政課長会で調整し、企画・財政担当部長会、副区長会を経て、区長会で了承されたものです。

2 区側提案事項の内容

今回の提案事項は、大規模な税制改正等が実施された場合には、都区間の配分率を見直すこと、また、特別区の実態を踏まえた適切な算定となるよう、区側の提案を基本に算定内容を整理することを求めるものです。

このうち、区側が算定内容の改善等を求めた主なものは、次のとおりです。

- ・特別区の実態を踏まえた、標準区経費の単価、数量等の見直し
- ・算定方法の簡素化、包括化等の改善
- ・昨年度協議で都補助金が廃止され一般財源化された経費の標準的な算定
- ・小中学校改築経費の臨時的増算定
- ・医療保険制度改革に伴う経費算定の見直し
- ・19年度に合意したルールでの特別交付金の運用と事業名の公表

平成 20 年度財調提案取りまとめの経過

